

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）においては、第3章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）を定め、これに適合する自動車等でなければ、運行の用に供してはならない旨を規定する一方、保安基準第55条から第58条の2において、一定の条件を満たした自動車に対する保安基準及びこれに基づく告示の適用の取扱いを定めている。

さらに、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）においては、保安基準第55条の規定に基づく手続を受けた自動車は、その旨を自動車検査証に記載すること等を規定しているところである。

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととなった。当該声明を履行するため、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで保安基準に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載できるようにするため、保安基準及び施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）保安基準の一部改正

国土交通大臣が、米国で製作された自動車のうち、告示で定めるものについて、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなすほか、所要の改正を行う。（第58条の3関係（新設））

（2）施行規則の一部改正

（1）により国土交通大臣が認定した自動車は、自動車検査証にその旨記載することとする（第35条の3関係）ほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和8年1月下旬